

館山市空家バンク実施要綱を次のように定める。

令和5年7月10日

館山市長 森 正 一

告示第74号

館山市空家バンク実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、館山市空家バンクの実施に関し必要な事項を定め、市内の空家の情報を集約し、所有者の希望を受けた空家を公表することにより、空家の利用促進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 空家 市内に所在する住宅、店舗、寄宿舍、共同住宅、事務所若しくは旅館又はこれらに準ずるもので現に利用されていないもの（今後利用しなくなる予定のものを含む。）及びこれらの建物と所有者を同一にする敷地のうち、民間事業者による売買、賃貸借その他の契約を目的とする建物及び敷地を除いたものをいう。

(2) 所有者 空家の所有権その他の当該空家の売却、賃貸その他これらに準ずる処分をすることができる権利を有する者をいう。

(3) 館山市空家バンク 空家の売却、賃貸その他これらに準ずる処分を希望する所有者から提供を受けた空家に関する情報を館山市空家バンク空家登録台帳（別記第1号様式。以下「空家登録台帳」という。）に登録し、登録された空家の利用を希望する者に対し、情報を提供する制度をいう。

(空家の登録申請)

第3条 館山市空家バンクを利用するため、空家登録台帳に空家を登録しようとする所有者（以下「空家登録希望者」という。）は、館山市空家バンク空家登録申請書（別記第2号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

(1) 館山市空家バンク空家登録カード（別記第3号様式）

(2) 空家及び当該空家の敷地に係る土地の登記事項証明書

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(空家の調査)

第4条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、市と協定を締結した一般社団法人千葉県宅地建物取引業協会南総支部（以下「宅建南総支部」という。）に申請書に記載された空家の調査を依頼するものとする。

2 宅建南総支部は、宅地建物取引業者（宅地建物取引業法（昭和27年法律176号）第2条第3号の宅地建物取引業者をいう。）の中から、前項の調査を行う宅地建物取引業者を決定し、市長に報告するものとする。

3 市長は、前項の報告を受けたときは、館山市空家バンク空家担当宅地建物取引業者決定通知書（別記第4号様式）により、速やかに空家登録希望者に通知するものとする。

4 第2項の規定により決定された宅地建物取引業者は、第3条の申請書の内容を確認するため、空家登録希望者の立会いのもと、空家の確認を行うものとする。

5 宅地建物取引業者は、空家を確認した場合において、当該空家を有効に活用でき、かつ、当該空家を空家登録希望者の希望に沿った利用に供することができるかと判断したときは、当該空家登録希望者と媒介契約を締結するものとする。この場合において、宅地建物取引業者は、空家登録希望者に助言を行うことができる。

6 宅地建物取引業者は、前項の媒介契約を締結したときは、その旨（助言を行ったときは助言を含む。）を市長に報告するものとする。

(台帳への登録)

第5条 市長は、前条第6項の報告があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、空家登録台帳に空家を登録するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 空家の空家登録希望者が当該土地及び空家の登記事項証明書の所有者と一致しないとき。

(2) 空家登録希望者が館山市暴力団排除条例（平成24年条例第3号）第2条第3号の暴力団員等であるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか，市長が空家登録台帳に空家を登録することが適当でないとき。

2 市長は，前項の規定により登録の可否を決定したときは，館山市空家バンク空家登録（不登録）通知書（別記第5号様式）により，空家登録希望者に通知するものとする。

（空家の登録情報の変更又は抹消の届出）

第6条 前条第1項の規定により空家登録台帳に空家を登録された空家登録希望者（以下「空家登録者」という。）は，当該登録した情報に変更があったときは，館山市空家バンク空家登録変更届出書（別記第6号様式）に必要事項を記入し，変更内容を記載した館山市空家バンク空家登録カード（別記第3号様式）を添えて市長に提出するものとする。

2 空家登録者は，空家の売却，賃貸その他の事由により空家登録台帳から当該空家の登録を抹消しようとするときは，館山市空家バンク空家登録抹消届出書（別記第7号様式）に必要事項を記入し，市長に提出するものとする。

（登録空家の抹消）

第7条 市長は，空家登録台帳に登録した空家が次の各号のいずれかに該当するときは，空家登録台帳から当該空家を抹消するとともに，館山市空家バンク空家登録抹消通知書（別記第8号様式）により空家登録者に通知するものとする。

(1) 空家の所有者が変更されたとき。

(2) 前条第2項の届出書の提出があったとき。

(3) 空家登録台帳に空家を登録して2年を経過したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか，市長が空家登録台帳に空家を登録することが適当でないとき。

（登録空家に係る情報の公開等）

第8条 市長は，第5条第1項の規定により登録した空家に関する情報（空家に関する情報のうち個人情報を除く。以下「空家情報」という。）をホームページその他の方法により公開することができる。

2 市長は，次条第2項の規定により登録された者その他の空家の情報提供をする必要があると認める者に対し，空家情報を提供することが

できる。

- 3 空家情報は、これを閲覧し、又は提供を受けた者の責任において利用するものとし、市は、空家情報の真実性等その内容について責任を負わないものとする。

(空家利用者の登録)

第9条 館山市空家バンクにより、空家登録台帳に登録された空家を利用しようとする者(空家登録台帳に希望する空家の登録はないが、空家利用者として登録を希望する者も含む。以下「利用希望者」という。)は、館山市空家バンク空家利用者登録申請書(別記第9号様式)に必要事項を記入し、次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

(1) 誓約書(別記第10号様式)

(2) 住民票の写し又は履歴事項全部証明書(発行後3月以内のものに限る。)

(3) 市区町村税に滞納がないことを証する書類

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

- 2 市長は、前項の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、館山市空家バンク空家利用者登録台帳(別記第11号様式。以下「空家利用者登録台帳」という。)に登録するものとする。ただし、次の各号に該当するときは、この限りではない。

(1) 市区町村税に滞納があるとき。

(2) 利用希望者が館山市暴力団排除条例第2条第3号の暴力団員等であるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当でないとき。

- 3 市長は、前項の規定により登録の可否を決定したときは、館山市空家バンク空家利用者登録(不登録)通知書(別記第12号様式)により、利用希望者に通知するものとする。

(利用希望者に係る登録情報の変更及び抹消の届出)

第10条 前条第2項の規定により空家利用者登録台帳に登録された利用希望者(以下「利用登録者」という。)は、当該登録した情報に変更があったときは、館山市空家バンク空家利用者登録変更届出書(別記第13号様式)に必要事項を記入し、市長に提出するものとする。

2 利用登録者は、空家利用者登録台帳から当該利用希望者の登録を抹消しようとするときは、館山市空家バンク空家利用者登録抹消届出書（別記第14号様式）に必要事項を記入し、市長へ提出するものとする。

（利用登録者の抹消）

第11条 市長は、利用登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、空家利用者登録台帳から利用登録を抹消するとともに、館山市空家バンク空家利用者登録抹消通知書（別記第15号様式）により、当該利用登録者に通知するものとする。

(1) 登録内容に虚偽があることが判明したとき。

(2) 前条第2項の届出書の提出があったとき。

(3) 空家利用者登録台帳への登録から2年が経過したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が空家利用者登録台帳に空家利用者として登録することが適当でないとき。

（空家の見学）

第12条 利用登録者は、宅建南総支部に連絡し、空家登録台帳に登録された空家の見学を求めることができる。

（空家登録者と利用登録者の交渉等）

第13条 利用登録者は、空家登録台帳に登録された空家の利用を希望するときは、館山市空家バンク空家利用希望申出書（別記第16号様式）に必要事項を記入し、館山市長を経由して宅建南総支部へ提出するものとする。ただし、館山市空家バンク空家利用者登録申請書（別記第9号様式）に記載のある空家を希望するときは、この限りでない。

2 宅建南総支部は、前項の申出書の提出を受けたときは、利用希望のあった空家の所有者及び第4条第5項の媒介契約を結んだ宅地建物取引業者に連絡するものとする。

3 前項の連絡を受けた宅地建物取引業者は、当該空家に関する空家登録者と利用登録者における交渉等の仲介をするものとする。

4 市は、空家に関する空家登録者と利用登録者における交渉及び売買、賃貸借その他の契約については、一切これに関与しない。

5 市は、空家登録者、利用登録者、宅地建物取引業者及び宅建南総支部の間の契約その他の取引について何ら責任を負わない。

(報告の聴取)

第 1 4 条 市長は、必要と認めるときは、宅建南総支部に対し、空家の仲介状況その他必要な報告を求めることができる。

(個人情報の保護)

第 1 5 条 空家登録者、利用登録者、宅地建物取引業者及び宅建南総支部は、館山市空家バンクにおける個人情報の取扱いについて、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 個人情報を他に漏らし、又は自己の利益若しくは不当な目的のために取得、収集、作成及び利用しないこと。
- (2) 空家登録台帳から取得した個人情報を市長の承諾なく複写又は複製をしないこと。
- (3) 個人情報をき損又は滅失することなく適正に管理すること。
- (4) 個人情報は、利用後速やかに廃棄又は消去その他適正な措置を講じること。
- (5) 個人情報の漏えい、き損、滅失等の事案が発生したときは、速やかに市長に報告し、その指示に従うこと。

(適用上の注意)

第 1 6 条 市長は、この要綱の適用に当たっては、館山市空家バンク以外による空家の取引を妨げないように留意しなければならない。

(委任)

第 1 7 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 5 年 8 月 1 日から施行する。